

# 情報社会を生きる 子どもを守る

保護者、地域・学校で連携した取組みを

## 情報モラル教育って？

従来、モラル（社会において適正な活動を行うための基となる考え方や態度）は、家庭や地域・社会で守るとともに、大人たちから子どもたちに伝えていくことで保たれていました。

現在、情報技術の急激な進展によって、インターネットやケータイなど、今の大人が子どもの時代にはなかったものがたくさん増え、生活の仕方や人ととの付き合い方などが変化してきています。そのため、日常モラルだけでは対応できない問題が起きています。

例えば、多くの人に自分の考え方や意見を伝えるための手段は、以前は本やテレビなど、限られた手段しかありませんでした。そしてその手段を使った情報発信の責任について、きちんとトレーニングを受けた出版社や報道機関の方々が担っていました。しかし現在は、ブログやTwitter（ツイッター）といった方法が登場し、だれでも簡単に自分の考え方や意見を世界中の人々に発信できるようになってきています。便利になった反面、不確かな情報の発信や不適切な発言による悪影響も深刻になってきています。

そのため、小・中・高等学校では、これからの中社会で活躍する人材を育むため、情報モラル教育（情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育てる）が取り組まれています。道徳教育とも大変密接ですので、約束を守る、他者を思いやる気持ちと態度を持つ、社会のルールを尊重する、自らの身を守るためにネット上での交流の仕方を学ぶなどの様々なことを通じて、自ら考えていく力を養うように取り組んでいます。

例えば、小学校の社会科で、地域への取材活動の際、お店に撮影の許可をもらうようお願いするような経験を組み込んで実践しているように、地域や家庭と連携した取り組みが必要となっています。

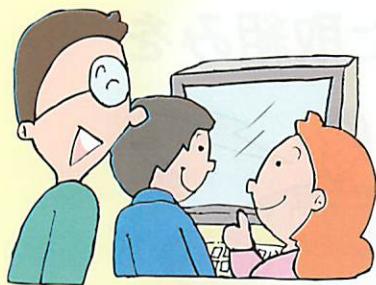
子どもたちがネットを使うときに気をつけること

ケータイをはじめ、スマートフォンや電子書籍端末等の情報機器の多くは、通信機能によって、いつでもどこで多くの人たちとコミュニケーションできる機能が充実しています。

ゲーム機の多くも通信機能が内蔵されており、ゲーム中に参加者どうして文字による会話ができたりします。ケータイで利用できる無料とうたわれているゲームサイトにも、参加者どうして協力したり競い合ったりする機能があり、有料アイテムを使いたくなるようなしきけや参加者どうして、趣味や関心がある話題、出身学校などでコミュニティをつくり、交流できる機能などもあり、色々な人と出会うことも可能です。こういった、ネット上で人と人が交流しやすいような機能をもったサイトをSNS(エス・エヌ・エス)

といいます。

さて、「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律」（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）（2009年4月施行）は、ご存知でしょうか？この法律では、保護者に次のような義務と責務を定めています。



### 保護者の義務

子どもに携帯電話を買い与える際、携帯会社に「使用者が子どもである」ことを申し出なければならないこと

### 保護者の責務

保護者は、インターネット上に有害情報が氾濫していることを認識し、子どものインターネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守るように努力すること

この「使用者が子どもである」ことを申し出ると、「フィルタリング」サービスが利用でき、出会い系サイト等の不適切なサイトへのアクセスを制限できるようになります。できれば、携帯電話は買い与えるというよりも、利用できる時間帯や利用方法などの約束をあらかじめ決めてから、貸し与えるような方法がよいでしょう。その際、このフィルタリングについても話し合っておくことが、保護者として見守る姿勢を示すことになります。

また、ゲーム機やケータイには、「ペアレンタルコントロール」という機能があり、不適切なサイトの閲覧やゲームソフトの利用ができないように保護することができます。ゲーム機は、外箱にこの注意書きが書かれており、その設定を済ませてから子どもに渡すような行動が求められています。

## インターネットへの書き込みによる人権被害

SNS等の交流サイトの中には、参加者どうしが本名などを教え合わない「匿名性」を演出しているところもあります。参加者どうしがお互いを知らないことから、日常から離れ、気楽に会話を楽しめる反面、日常よりも自制のきかない言動をしたことによるトラブルもあるようです。交流サイトの運営者側からすると、誰がどのような発言をしたのかは、利用記録として残っていますし、違法薬物の取引などの発言があれば削除したり、通報したりするなどの活動を人海戦術で取り組んでいるところもあります。また交流サイトの機能として、利用者から不適切な書き込みを報告しあう仕組みを持っているところもあります。まずはこのように「匿名性」は演出されたものであることや不適切な発言を監視し対処する仕組みがあることを知った上で、どのような行動が望ましいのかを考えていくことが、社会の一員としての態度を養うことにつながっています。

簡単な操作で電子掲示板の構築ができるサイトや、交流サイトの中には、参加者を限定し、交流の様子を参加者以外に明かさない会員制の所もあります。学校から発信される公式なサイト以外のものは「学校裏サイト」と呼ばれています。

その中には、子どもどうしで、友達の悪口やうわさ話のやり取りもあるため、その実態把握に取り組む活動も必要となってきています。

「不幸の手紙」はご存知でしょうか？今年は東日本大震災の直後にあった関西地域の電気利用自粛のメールなどもその一つでした（その後、この内容は本当のことになりましたが…）。チェーンメールと呼ばれるこれらのメールは、内容がデマ情



報なだけでなく、発信元が不明瞭だったり、受け取った人がねずみ算式に多くの人に配布するように指示してあったりする点などが共通しています。中には、人の善意を逆手にとったものもあり、良かれと思って転送したことによる人間関係のこじれに発展するケースもあるようです。

受け取った情報の信ぴょう性を確かめることも必要ですが、自らが情報発信する場合も、ネット上の色々な考え方や立場の人から、どのように理解されるのか想像することも重要です。例えば、絵文字などで感情表現する場合、送り手と受け手でニュアンスが異なるものがあったり、メールの文面だけでは、怒っているのか困っているのかどちらにでも読み取れる場合があたりするからです。

## 知らないですまないこと



### ケータイのロック機能

私たちは、日常、他者の個人情報を適切に利用しているでしょうか？ うっかりしやすいのが、携帯電話の電話帳です。携帯電話を落とした際に、入れてあった電話帳から、他者の名前・電話番号・住所・生年月日・顔写真などが流出してしまう危険性はないでしょうか？ どの携帯電話にも、プライバシーロック等といったロック機能があり、電話帳やメールなどを所有者以外が見られないようにすることができます。開けてすぐに使うことができないので、一手間増えてしまう不便さが生じますが、そのようにして他者の個人情報を適切に扱っている姿勢を身近な大人が手本として示すことが、子どもの学びになります。勤務先等から個人所有の携帯電話にも、ロック設定をするように指示があることが多いと聞きます。ぜひ、家庭の中で話題にしてみてください。

### 著作権

本屋さんで、まだ購入前の雑誌などの記事を携帯電話のカメラで撮影して持ち帰ったり、メールに添付して友だちに送ってあげたりする行為のことを『デジタル万引き』と呼んでいます。

私たちは、子どもの頃から『他人もモノを取ってはいけない』ということを徹底されてきたので、お店の店頭に並んでいる商品を勝手に持っていくのは良くないことと知っています。また、そういう行為をするときには、罪の意識が生じているでしょう。しかし、ソフトウェアやデータなどを自由にダビングする行為に関しては、どうでしょうか。

例えば、レンタルショップからCDを一泊の約束で借りてきて、自分のデジタルプレーヤー(DMP)にダビングし、その音楽をデジタルプレーヤーで飽きるまでずっと聴いている、または友達にダビングしてあげるなど・・・の行為に、みなさんはどう思いますか。「CDは、ちゃんと返しているから、誰もソンしてないやん！」「ちゃんとお金払ってるし・・・」という意見に対してどう考えられますか？

実は、ここでダビングしたものを「無体物」と言い、その無体物を「1日聴く対価しか支払っていないのに、それ以上に利用している」という、対価以上の利用になっていることがあるのです（レンタル契約の種類によっては異なるケースがあります）。これからは、このような本やCDの「情報」を不当に手に入れる行為により、出版社や著作者が不利益にならないよう、私たち自身が気をつけて行動していきたいものです。

また最近では、音楽や映像など、権利者に無断でアップロードされたものを、違法ファイルと知りながら、ダウンロードする行為が問題となっています。2010年10月1日施行の改正著作権法30条1項3号には、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」が付け加えられました。販売されているものが、権利者でない第三者から無料でネット上に公開されている時点で、そのファイルの違法性が推測されるので、

便利だから確認せずに利用していると、自転車の取り締まりと同様に「えっ、これが違法なの？」と、いうようなことになるかも知れません。

著作権法は年々改訂されていますので、最新の動向に注意しておくことも必要となってきています。警察や学校など、身近な所で研修会やセミナーがある場合は、ぜひ積極的に参加しておくとよいでしょう。



# 家庭で実践できること

家庭のルールとして、例えば

- 利用目的や、使う時間帯、場所を決める
- 電車や病院、公共施設などの利用の決まりと一緒に守る
- 著作権や肖像権などを守る
- 相手を傷つけないように付き合う
- 情報の発信には責任を持つ
- 困ったときは家族に相談する

などを話し合って具体化していくのも一案です。



## 1. 利用目的や、使う時間帯、場所を決める

## 2. 電車や病院、公共施設などの利用の決まりと一緒に守る

何のために携帯電話を持つことになったのか、利用目的を明確にすることが重要です。「いざというときの緊急連絡をとれるようにするため」や、「学習塾から出た時刻を知るため」など、家庭内での利用が主目的であるということを確認しておくことです。また、相手の家に電話するのに許容される時間帯は、家庭によって異なるように携帯電話でのメールなどにも、家庭で決めたルールを優先させることも必要です。同様に、携帯電話をマナーモードにしたり、電源を切らないといけない場所では、電源を切ったりするなど、家族でいっしょに決まりを守るようにしていきましょう。身近な大人が社会のルールを守っている態度を示すことが重要です。うっかり誤ったことをしてしまったときに、お互いに注意しあえる関係であることも意味があります。子どもにとって、より良い行動を大人が示すことが手本となります。

## 3. 著作権や肖像権等を守る

著作権は、自分の作品の権利であるとともに、他者の作品に対する尊重でもあります。法律で定められたことを守ることから始める、相手を思いやる気持ちを持つことが大切でしょう。また、携帯電話のカメラ機能などで撮影したものを簡単にブログなどに掲載してしまう際、写真中の被写体の方々に掲載許諾をとるといった肖像権への配慮も必要です。小学校では、調べ学習などで地域への取材活動の際、撮影時に許諾をもらうようにお願いするような経験を積む場面もありますが、やはり身近な大人が手本を示すのが一番効果的でしょう。

## 4. 相手を傷つけないように付き合う

顔と顔を合わせた付き合いでは、相手の表情などから感情がわかりますし、電話でも声の調子で多くの情報が得られます。しかしネット上では、文字だけのやり取りとなるため、その特性を理解した表現の工夫や、読み取り時の配慮が必要となってきます。社会と同様、ネット上にも悪意を持った人による誘惑などもあるため、適切に見抜く力も必要となってきています。そのためにも、子どもだけで知らない人と交流しないような配慮が必要です。

## 5. 情報の発信には責任を持つ

詐欺などに引っかかるないように相手からの情報を確かめる必要があるとともに、自らも不確かな情報を発信しないよう確認してから発信する姿勢を持つことも大切です。チェーンメールの拡散に協力してしまわないように、また、その発信した情報を見たことで、友達や家族が嫌な気持ちにならないか、考えて行動するように注意しあいましょう。

## 6. 困ったときは家族に相談する

日常から、子どもが携帯電話を使って、どんな人と、どのサイトで、どういった交流があるのかを把握しておくことが、トラブルを事前に回避するポイントとなります。子どもの自主性・自律心を尊重することも大切ですが、そういう見守る姿勢があることで、子どもが困った際に家族に相談できるようになります。

これらのルールは、一例です。ぜひ家庭の中で話し合い、子どもの実態把握から、相手のことを思いやり、自らの身を守るにはどうすればよいか、一緒に考えていく取り組みをぜひ進めていってください。

★発行にあたって この冊子は市民のみなさんに人権について正しく理解していただくために作成しました。  
家庭や地域・職場などの話し合いや人権学習の資料として、ご活用願えれば幸いです。

### ●著者紹介 ● 伊藤 剛和（いとう たけかず） 奈良教育大学 准教授

《ネットでのトラブルや困ったことがあったときは、次の窓口に相談してください。》

こどもの人権 110番

神戸地方法務局尼崎支局（人権相談）

尼崎市協働企画課 市民相談担当

インターネット人権相談受付窓口（法務省） <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

0570-003-110（ナビダイヤル）

0120-007-110（フリーダイヤル）

078-393-0118（IP電話・携帯電話から）

06-6482-7417

06-6489-6400